

令和6度事業計画書

一般社団法人アマヤドリ

I 事業期間

令和6年12月1日～令和7年11月30日

II 事業の方針

- ・若年女性のための通所支援拠点を新設し、支援対象者を広げる。
- ・公益社団法人化し、ファンドレイジングを計画的に注力する。

III 事業の実施に関する事項

当法人は、家などの帰る場所や家族からのサポートが無い、又は家・自宅が精神的な拠り所とならない青少年・母子等の保護を行い、メンタルケアやカウンセリングを実施し、青少年・母子等が、就業、生きがい、社会参画できる機会を提供することで、青少年・母子等の健全育成を図ることに寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

【相談サポート事業】

1)相談・同行支援

18から概ね29歳の若者を対象に、フォーム、メール、電話、LINE、zoom、対面での相談を行い必要に応じて各関係機関へ同行する

2)ビジネスホテル等を活用した一時保護事業

すでに家出中をしている状態や、SNSや路上などで出会った見知らぬ人の家やネットカフェなどの危険な場所を転々しているという相談には、一刻も早く安心安全な居場所を確保することが必要となるため、ビジネスホテルなどを利用した緊急保護を行う。

3)居住支援事業

以下を対象とし、住居の相談にのり、物件の紹介や不動産同行・一人暮らし後の見守りを行う。

- ・児童虐待を受けた者、児童養護施設出身者
- ・18歳から29歳の下記の住宅確保用配慮者
- ・子どもを養育している者
- ・DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者
- ・犯罪被害者等
- ・生活困窮者
- ・東日本大震災による被災者

【住居提供事業】

1)サポート付きシェアハウス事業

18から概ね29歳の若年女性を対象に、定員3名のシェアハウスとして約1年間の住居を提供し、家事などの生活支援、相談・課題整理・目標設定面談、ソーシャルワークを基盤に、自立の準備段階の支援を行う。

2)アパート型ステップハウス事業

18から概ね29歳の若者・母子を対象に定員1世帯。家具家電完備、最低月に1回の面談サポートのある自立へ近い形でのアパート型の住居提供を行う。

3)18から概ね29歳の若年女性を対象に、定員3名のシェルターとして1-3ヶ月間の住居を提供し、家事などの生活支援、相談・課題整理・目標設定面談、ソーシャルワークを基盤に、中長期的な居場所を決めていくための支援を行う。

4)通所支援拠点事業

18から概ね29歳の若年女性・母子を対象に、通所型の相談拠点を開設し、アウトリーチや相談員による、専門相談、相互交流の場を提供し、早期からの支援を行う。

5)困難を抱えた女性と同伴児童に対する一時保護事業

困難を抱える女性とその同伴児童を対象に、一時保護を行う。

【その他必要な活動】